

瑞浪市市民まちづくり会議

検証シート（案）

《平成30年度分まとめ》

第1条～第13条まで

瑞浪市まちづくり基本条例見出し(各課取組み含む)						取組 番号	H27～H31 取組み時					
章		節		款		見出し	H30	取組み(既提出分)	担当課名			
第1章	総則					第1条 目的	1	条例のPR	市民協働課			
						第2条 定義						
						第3条 条例の位置付け	2	条例等策定時のまちづくり基本条例との整合性確認	総務課			
第2章	まちづくりの基本原則					第4条 まちづくりの基本原則						
第3章	まちづくりを担う主体	第1節 市民等	第1款 市民	第5条 市民の権利								
				第6条 市民の責務								
				第2款 多様な担い手	第7条 自治会	3	自治会活動支援	市民協働課				
						4	市民活動補償保険制度の設置(再掲あり 第7条・第8条・第10条)	市民協働課				
						5	自治会からの要望意見への対応	市民協働課				
						6	自治会と行政との連絡調整	市民協働課				
						7	自治会ハンドブックの作成	市民協働課				
						8	まちづくり活動拠点施設の整備(再掲あり 第7条・第8条・第10条)	市民協働課				
						9	自治会加入の促進	市民協働課				
						10	集落支援員制度の導入(再掲あり 第7条・第8条)	市民協働課				
						第8条 まちづくり推進組織	11	まちづくり推進組織支援 まちづくり推進協議会連絡会の開催	市民協働課			
							12	夢づくり地域交付金制度の運用	市民協働課			
					13		市民活動補償保険制度の設置(再掲あり 第7条・第8条・第10条)	市民協働課				
					14		まちづくり活動拠点施設の整備(再掲あり 第7条・第8条・第10条)	市民協働課				
					15		まちづくり推進組織の活動等についての情報提供	市民協働課				
					16		集落支援員制度の導入(再掲あり 第7条・第8条)	市民協働課				
					17		地区公民館指定管理者制度運用	社会教育課				
					第9条 子ども及び若者	18	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進	市民協働課 社会教育課				
						19	子ども向けまちづくり活動啓発パンフレットの作成、配布	市民協働課				
				20		夢づくり市民活動補助制度の設置運用(再掲あり 第9条・第10条)	市民協働課					
				21		夢づくりチャレンジ研究室設置	市民協働課					
				22		夢づくり地域交付金に若者枠を新たに拡充	市民協働課					
				23		子どもや若者の土岐川清掃、松野湖クリーン作戦への参加	環境課					
				24		小学生、中学生、高校生を対象とした応急手当の普及啓発 幼児、小学生による一日消防士(防災体験学習会)の開催	消防本部					
				第10条 市民活動団体		25	夢づくり市民活動補助制度の設置運用(再掲あり 第9条・第10条)	市民協働課				
						26	市民活動補償保険制度の設置(再掲あり 第7条・第8条・第10条)	市民協働課				
					27	まちづくり活動拠点施設の整備(再掲あり 第7条・第8条・第10条)	市民協働課					
					第2節 議会			第11条 議会の役割と責務				
					第3節 行政	第1款 市長	第2款 執行機関	第12条 市長の役割と責務				
				第13条 執行機関の役割と責務				28	行政手続条例の適正な運用	総務部総務課		
29	行政改革の促進と評価	企画政策課										
30	施策評価・事業評価	企画政策課										
31	補助金等評価	企画政策課										
32	市民アンケートの実施	企画政策課										
第14条 情報	33	情報公開条例の適正運用	総務部総務課									
	34	個人情報の適正管理	総務部総務課									
	35	文書管理規程の運用	総務部総務課									
	36	会議公開の基準運用	企画政策課									
	37	会議公開の基準運用	総務部総務課									
	38	広報、ホームページの運用指針管理	企画政策課									
	39	情報セキュリティ対策の実施	企画政策課									
40	出前講座の実施	社会教育課										
第15条 総合計画等	41	基本計画の策定	企画政策課									
	42	実施計画の策定	企画政策課									
第16条 執行機関の組織	43	附属機関及び審議会などの在り方の整理	総務部総務課									
	44	柔軟な組織編制	企画政策課									
	第3款 市の職員	第17条 市の職員の役割と責務	45	人事評価制度の運用と評価	秘書課							
46			研修制度の運用と評価	秘書課								
47			職員への条例の周知	市民協働課								
48			夢づくり地域活動支援室設置	市民協働課								
第4章	参加の仕組み		第18条 参加	49	パブリックコメント制度の運用	企画政策課						
				50	市政直行使制度の運用	企画政策課						
				51	地域懇談会等の開催	企画政策課						
				52	公募委員制度	企画政策課						
				53	企業・大学等との協定締結	市民協働課 関係課						
				54	市が委嘱する各種審議会・委員会への女性委員の登用推進	生活安全課						
				55	認知症サポーター養成講座の実施	地域包括支援センター 高齢福祉課						
				56	附属機関の委員への位置付け	総務部総務課						
				57	住民投票条例の策定研究	市民協働課						
					第19条 住民投票							
第5章	実効性の確保		第20条 市民まちづくり会議の設置	58	市民まちづくり会議の設置、運営	市民協働課						
				59	庁内の条例推進体制の整備と進捗状況の評価	市民協働課						
				第21条 条例の見直し	60	条例の見直し	市民協働課					

条文 第 1 条 【目的】

1 取組状況など（5段階評価）

平均	3.4
----	-----

2 改善点など

取組番号	市民の役割など	行政の役割など
1	条例のPR	
	区民総会の中で時間を確保し周知する。 幅広く市民の協力を得て、少しでも前進するよう協力していく。	小6の授業での取り上げ方を工夫する。 PR方法を検討する。SNSなど SNSと紙媒体とのバランスも（高齢者向け）

3 新しい取組み提案など

PR用のDVDを作成し、区長会などで視聴してもらってはどうか。

4 自由意見コメント

提案ハガキ、切手無しで投函できるようにしたらどうか。

親も子も忙しい中、パンフレットを見て話題にするなどの時間がとれないのではないかな。

各地区のまちづくり活動を行う団体の中で、子どもたちのまちづくり団体をつくる等、未来のリーダーを育成する機会を作ってはどうか。

5 条文改正

条文改正の必要がある、との意見はありませんでした

条文 第 3 条 【条例の位置づけ】

1 取組状況など（5段階評価）

平均	3.8
----	-----

2 改善点など

取組番号	市民の役割など	行政の役割など
2	条例策定時のまちづくり基本条例との整合性確認	職員、議員における理解度を確認する。

3 新しい取組み提案など

特に提案はありませんでした

4 自由意見コメント

規則などで、まちづくり基本条例と整合性が取れなかった事例があれば補足資料として確認したい。

時代の変化は著しいため、常にチェックする必要があると思う。

取組内容・結果の記載がほぼ同じであるため、具体的な取組みがわかる記載として欲しい。

5 条文改正

条文改正の必要がある、との意見はありませんでした

条文 第 7 条 【自治会】

1 取組状況など（5段階評価）

平均	3.2
----	-----

2 改善点など

取組番号	市民の役割など	行政の役割など
3	自治会活動支援 人的支援について、職員個人の力量などにより差が少なくなるような実践的な研修を行う。 自治会の規模が縮小傾向のため、市としての指針を提示する。	
4	市民活動補償保険制度の設置 区長会などで取り上げる。 自治会活動を後押しするため、よりPRを行う。	
5	自治会からの要望意見への対応 地区要望について、地域で取り組めること、行政に依頼することの仕分けを心掛ける。	
7	自治会ハンドブックの作成 区長会などで取り上げる。 より多くの方に読んでいただけるよう工夫する。	

3 新しい取組み提案など

自治会加入促進として、アパート契約時にアパート契約者・業者などから自治会の良さを伝えてもらう。

4 自由意見コメント

自治会ハンドブック別冊Q&Aは具体的でわかりやすい。
自治会加入者が減少していることに対し、近隣同士の間人間関係で改善できないか。
自治会のあり方、見直しの時期にあるのではないか。
自治会へ加入するメリットが（アパート等の）転入・転居者に対し、有意義なものとなっているか聞きたい。
自治会未加入者は、自治会役員をやらなくて良いというメリットが大きい。

5 条文改正

条文改正の必要がある、との意見はありませんでした

条文 第 8 条 【まちづくり推進組織】

1 取組状況など（5段階評価）

平均	3.4
----	-----

2 改善点など

取組番号	市民の役割など	行政の役割など
11	まちづくり推進組織支援	
		横の繋がりを強化するため、連絡会の回数を増やす。
13	市民活動補償保険制度の設置	
	地域団体内で、市民活動補償のPRをする。	
15	まちづくり推進組織の活動等についての情報提供	
		夢サポ広場の認知度をあげる。
16	集落支援員制度の導入	
	地区において、集落支援員の活用方法を考える。また、集落支援員の活躍を紹介する。	集落支援員を支援する仕組みを検討する。
17	地区公民館指定管理者制度運用	
	公民館長などの知見を、後継者へ伝えていけるよう地域でも人材育成を行う。	

3 新しい取組み提案など

「集落支援員」という名称を、よりスマートな名称に改めてはどうか。

4 自由意見コメント

集落支援人の立ち位置をより明確化してほしい。
情報共有が大切。統計データなどの情報提供とあるが、具体的にはどんなデータなのか知りたい。

夢サポ広場は、周辺地区にとっては遠いと思います。
まちづくり活動など大切な活動だと思いますが、HPを開くことすら難しい・・・。
区長会、まちづくり組織の協力体制は他市ではみられない、見本となる素晴らしい施策だと思います。

5 条文改正

条文改正の必要がある、との意見はありませんでした

条文 第 9 条 【子ども及び若者】

1 取組状況など（5段階評価）

平均	3.3
----	-----

2 改善点など

取組番号	市民の役割など	行政の役割など
18	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進 公民館活動において、児童・生徒の活躍の場を提供する。	
19	子供向けまちづくり活動啓発パンフレットの作成、配布 提案ハガキは切手無しで送付できるようにする。	
21	夢づくりチャレンジ研究室設置 地域の一員として地域を知るとともに、地域貢献につながるため、若い人の提案が活かされる場をつくる。	色々な場所でPRをする。
23	夢づくり地域交付金に若者枠を新たに拡充 バスで送迎するなど、他地域も参加しやすい環境づくりに取り組む。	
24	小学生、中学生、高校生を対象とした応急手当の普及啓発 要請が市側なのか学校側なのかハッキリする。 (働きかけの仕方が変わるため)	

3 新しい取組み提案など

特に提案はありませんでした

4 自由意見コメント

未来を担う子供たちに対して、参加を呼びかける取組み、意義を伝える取組みが多くある。
各地区で開催されているイベントに若者の参加が少ないことは寂しい。
チャレンジ研究室的趣旨を継承した事業はありますか？
青少年育成県民大会での生徒による司会進行は良かった。
中学生などのボランティアについては学校に頼ることが多い。
市民活動補助金を受けた団体は、多数の申請から選ばれた事業ですか？

5 条文改正

条文改正の必要がある、との意見はありませんでした

条文 第 10 条 【市民活動団体】

1 取組状況など（5段階評価）

平均	3.5
----	-----

2 改善点など

取組番号	市民の役割など	行政の役割など
25	夢づくり市民活動補助制度の設置運用	
		地域の活性化につながるよう取り組む。 （市外からの人を取り込むとか）
26	市民活動補償保険制度の設置	
	団体内での周知をする。	

3 新しい取組み提案など

特に提案はありませんでした

4 自由意見コメント

各種ボランティア団体の活動を活発にするためには、行政からの支援は欠かせない。
市からの補助金、受け取るためのハードルを上げるか、下げるか市としての戦略を持ってほしい。

5 条文改正

条文改正の必要がある、との意見はありませんでした

条文 第 13 条 【執行機関の役割と責務】

1 取組状況など（5段階評価）

平均	3.6
----	-----

2 改善点など

取組番号	市民の役割など	行政の役割など
29	行政改革の促進と評価	
		評価しやすい指標とする。 具体的な検証を行う。

3 新しい取組み提案など

特に提案はありませんでした

4 自由意見コメント

市民1000人アンケートにかかる予算・時間はどれくらいなのか知りたい。
また、アンケートの回答率は？

PDCAのAの部分に注力してほしい。

組織、方法など徐々にうまく機能していくようになっている。

5 条文改正

条文改正の必要がある、との意見はありませんでした